愛知県既存の戸建て住宅を障害者グループホームとして 活用する場合の事務取扱

第1章 総則

(目的)

第1条 この事務取扱は、愛知県既存の戸建て住宅を障害者グループホームとして活用する場合の取扱要綱(平成26年3月26日 25障福第2104号、25建指第651号。)その他愛知県内の市(指定都市及び中核市を除く。以下、同じ。)がこの要綱と同趣旨で定めた取扱要綱等(以下「要綱等」という。)に基づき、既存の戸建て住宅を障害者グループホームとして活用するにあたり、愛知県及び要綱等を定めたこれらの市における、行政庁及び事業者が行う共通の事務処理等に関し、要綱等のほか事前協議等に必要な事務手続について、定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この事務取扱において、「障害者グループホーム」及び「事業者」とは、それぞれ要綱 等の例による。
- 2 この事務取扱において、「取扱基準」とは、要綱等の別記「既存の戸建て住宅を障害者グループホームとして活用する場合の取扱い」をいう。
- 3 この事務取扱において、「条例」とは、指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営 に関する基準等を定める条例(平成24年12月21日愛知県条例第72号)をいう。
- 4 この事務取扱において「障害福祉課」とは、愛知県健康福祉部障害福祉課をいう。
- 5 この事務取扱において「建築部局」及び「消防部局」とは、別表1の各市町村における担 当部局をいう。

(適用の範囲)

- 第3条 この事務取扱は、既存の戸建て住宅を障害者グループホームに用途変更する場合、当該障害者グループホームの主たる事業所(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。)に基づき指定を受ける事業所)が指定都市及び中核市の区域以外の区域にある場合に適用する。
- 2 前項の規定に係わらず、要綱等が定められていない市の区域においては、この事務取扱は 適用しない。

第2章 事前協議等

第1節 協議書の作成等

(事前相談)

第4条 事業者は、既存の戸建て住宅を活用して障害者グループホームの設置を希望する場合は、事業所の指定等事務を行なう障害福祉課に対し、事前の相談を行なわなければならない。

2 障害福祉課は、事業者から前項の相談があった場合、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)上、寄宿舎の規定を適用することなく障害者グループホームの設置を希望するかどうかを事業者に確認するものとする。

確認の結果、事業者が建築基準法上の寄宿舎の規定を適用させないで設置を希望する場合は、障害福祉課は要綱等及びこの事務取扱に定めた必要な手続きについて説明するものとする。

(協議書の作成等)

- 第5条 事業者は、取扱基準に適合する障害者グループホームの設置を希望する場合は要綱等に基づき建築部局、障害福祉課及び消防部局(以下「建築部局等」という。)と協議する前に、様式1の既存の戸建て住宅を障害者グループホームとして活用する場合の取扱いに関する協議書(以下「協議書」という。)並びに別表2に掲げる図書及び書類を2部作成しなければならない。
- 2 事業者は、様式2の非常災害対策計画申立書(以下「申立書」という。)を作成するとともに、条例第4条に規定する震災、風水害、火災等その他の非常災害時に利用者の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画を定めた計画書(以下「非常災害対策計画書」という。)を2部作成し、協議書に添付しなければならない。
- 3 事業者は、複数の障害者グループホームを設置する場合は、前二項について、障害者グループホームごとに作成等しなければならない。
- 4 事業者は、建築部局等が取扱基準に適合するか確認するために、要綱等及びこの事務取扱に定めのない書類の提出を求めた場合は、誠実に対応しなければならない。

第2節 新たに事業所の指定を受けて障害者グループホームを設置する場合の事前確認 (協議先)

- 第6条 事業者は、別表1の障害者グループホームを設置する区域の市町村に応じた建築担当 部局等と協議するものとする。
- 2 事業者は、障害福祉課、消防部局、建築部局の順に、前条第1項及び第2項の協議書、申立書及び非常災害対策計画書並びに図書及び書類(以下「協議書等」という。)を2部提出するものとし、それぞれの担当部局がその計画の内容を確認の上、協議書等に収受印(協議印)を押し事業者に返却し、事業者は次の担当部局に提出するものとする。

(受付及び確認内容)

- 第7条 次の各号に定める建築部局等は、取扱基準のうち、当該各号に定める項目を確認する。
 - 一 障害福祉課 1対象(1)のうち、計画建築物が障害者グループホームとして利用されること及び2措置(7)

- 二 消防部局 消防法 (昭和 23 年法律第 186 号) 上、消火器の設置の要否、自動火災報知設備の設置の要否及び設置の有無並びに 2 措置 (8) のうち、消防法との調整がなされていること
- 三 建築部局 取扱基準の全ての項目のうち、前各号に掲げる項目以外のもの
- 2 障害福祉課は、事業者から提出のあった協議書の協議事項のうち、障害福祉課が担当する 確認事項及び申立書の確認事項について非常災害対策計画書とともに確認し、これらの事項 が取扱基準に適合すると認めた場合は、協議書、申立書及び非常災害対策計画書に収受印(協 議印)を押し、協議書に受付番号を記入するものとする。
- 3 消防部局は、事業者から提出のあった協議書等を参照の上、消防法上規定される必要な事項について確認した場合は、協議書に収受印(協議印)を押すものとする。

併せて、消防法上、消防用設備等が必要な場合は、事業者に対して協議書に添付された図面等に消防用設備等を設置する旨を記載させるとともに、当該事業所開設までの間に設置するよう指導し、指導内容を協議書に記載するものとする。

- 4 建築部局は、第2項及び前項の収受印(協議印)を確認した上で、事業者から提出のあった協議書等に基づき、建築部局が担当する確認事項を確認し、これらの事項が取扱基準に適合すると認めた場合は、その旨を確認欄に記載の上、協議書に収受印(協議印)を押すものとする。
- 5 建築部局は、前項の確認により取扱基準に適合しないと判断した場合、計画建築物が建築 基準法上の寄宿舎の規定が適用される旨を事業者に対し指導するものとする。
- 6 第4項又は前項による協議が完了した場合、建築部局は障害福祉課へその旨を連絡するものとする。
- 7 第4項の規定により取扱基準に適合すると認められた場合は、事業者はすみやかに障害者総合支援法に基づく事業所の指定等の手続きを行うものとする。
- 8 建築部局等の協議担当者は、協議書等の内容において不備や疑義が生じた場合においては、 遅滞なく事業者等に連絡し、補正等を求めるものとする。事業者等は、これを受けた場合、 すみやかに誠実に対応しなければならない。
- 9 建築部局等の協議担当者は、自ら担当しない事項についても明らかに不適合である場合又は書類等が不足していると判断される場合においては、事業者等に補正又は書類等の整備を求めるものとする。事業者等は、これを受けた場合、すみやかに誠実に対応しなければならない。
- 10 協議完了後の計画の変更については、障害福祉課がその内容を確認し、必要に応じて再度、 協議を行うものとする。ただし、障害福祉課が軽微な変更と判断したものについては、この 限りでない。

第3節 主たる事業所に障害者グループホームを追加する場合の事前確認

(協議時期)

第8条 主たる事業所に障害者グループホームを追加する場合は、障害者総合支援法第46条 の規定に基づき、変更届出書を設置した日から10日以内に事業所の指定事務を所管する障害福祉課に提出することとしているが、要綱等に基づき設置を希望する事業者にあっては、追加して設置を希望する日から協議にかかる時間を十分考慮して、設置する前に協議しなければならない。

(準用)

第9条 第6条及び第7条の規定は、主たる事業所に障害者グループホームを追加する場合の 事前確認における協議先や受付及び確認内容について準用する。

第3章 事業所の指定等

第1節 新たに事業所の指定を受けて障害者グループホームを設置する場合の取扱い (事業所指定申請書の作成及び申請)

第10条 事業者は、第7条第4項の規定に基づき、協議書等の内容が取扱基準に適合すると 認められた場合は、事業所の指定申請書に建築部局等の収受印(協議印)の押印済の協議書 等を1部添付して、事業所の指定事務を行なう障害福祉課に申請すること。

また、消防部局から消防用設備等の設置について指導があった事業者は、消防部局が設置検査後に交付した検査済証の写しも合わせて障害福祉課に提出すること。

(事業所の指定)

- 第11条 障害福祉課は、前条の規定に基づく事業所の指定申請書の内容について、条例に規 定する指定基準に適合するか審査を行うものとする。
- 2 障害福祉課は、当該指定基準に適合すると認めた場合は、障害者総合支援法第36条に基づき事業所の指定を行い、事業者に指定通知書を交付するとともに、第6条の規定により協議した建築部局、消防部局及び当該障害者グループホームの所在する市町村の障害福祉担当部署に、様式3により通知するものとする。
- 3 障害福祉課は、前項に基づき指定を行った場合は、様式4の台帳に記載するとともに、指 定申請書とは別に協議書等を保存するものとする。
- 4 第1項の審査の結果、事業者からの取り下げ又は指定基準に適合しないなどの理由により 事業所の指定を行わない場合は、様式5により協議した建築部局及び消防部局に通知するも のとする。

第2節 主たる事業所に障害者グループホームを追加する場合の取扱い (変更届出書の受理)

- 第12条 障害福祉課は、変更届出書の内容について、条例に規定する指定基準に適合するか 審査を行うものとする。
- 2 障害福祉課は、指定基準に適合すると認められる場合は、変更届出書を受理し、第9条の 規定により協議した建築部局、消防部局及び当該障害者グループホームの所在する市町村の 障害福祉担当部署に、様式3により通知するものとする。

(準用)

第13条 第10条並びに第11条第3項及び第4項の規定は、主たる事業所に障害者グループホームを追加する場合の変更届出書の作成及び届出並びに変更届出書の受理後及び変更届出書を受理しない場合の取扱いについて準用する。

第4章 事後指導

(報告書の作成)

第14条 事業者は、第11条及び第13条の規定により設置した障害者グループホームの前年度の避難訓練の実施状況等について、障害者グループホームごとに様式6の報告書(以下「報告書」という。)を3部作成し、毎年5月末日までに、障害者グループホームの所在する市町村の障害福祉担当部署に提出すること。

(市町村の障害福祉担当部署による確認事務)

- 第15条 市町村の障害福祉担当部署は、事業者から提出のあった報告書に添付された図面や写真等により、報告書に記載された避難訓練の実施状況等の内容を確認すること。
- 2 市町村の障害福祉担当部署は報告書の内容に不明な点がある場合は、必要に応じ、障害者 総合支援法第48条の規定に基づき事業者に対し、報告書に関係する書類、帳簿類の提出を 求め、又は障害者グループホームを訪問するなどの方法で、確認するものとする。
- 3 市町村の障害福祉担当部署は、報告書の確認の際、消防法関係で不明な点がある場合は、 必要に応じ、消防部局に助言を求め、又は障害者グループホームへの訪問の際に同行の協力 を依頼するなどして、確認を行うものとする。
- 4 市町村の障害福祉担当部署は、必要に応じ、消防法上の不備について消防部局に情報提供を求めることができるものとする。
- 5 市町村の障害福祉担当部署は、第2項、第3項及び前項で確認した結果について報告書に 記載し、収受印(確認印)を押印した上で、1部を事業者に交付し、1部を障害福祉課に提 出し及び1部を市町村の障害福祉担当部署において保管するものとする。

(消防部局による確認及び指導)

第16条 消防部局は、前条第3項により市町村の障害福祉担当部署から、助言を求められた

- り、立入り調査の協力依頼があった場合は、当該建築物及び入居者の状況に対応する消防法 に規定する範囲内で、助言等を行うこととする。
- 2 消防法の範囲内で不適切な事項が認められた場合は、消防部局は事業者に対し、指導を行 うものとする。

(障害福祉課による確認及び指導)

- 第17条 障害福祉課は、第15条第5項の規定により市町村の障害福祉担当部署から提出のあった報告書の内容について、取扱基準に適合するか確認するものとする。
- 2 障害福祉課は、報告書の内容に不明な点がある場合、又は取扱基準に適合しないと認められる場合は、当該障害者グループホームの所在する区域の建築部局及び消防部局に協力を求め、又は合同で当該障害者グループホームが適正な状況になるように、障害者総合支援法に基づく必要な指導を行うものとする。
- 3 障害福祉課は、障害福祉サービス事業所の実地指導を担当する部署(以下「監査指導室」 という。)に、報告書の内容について情報提供することとし、監査指導室は概ね3年ごとに実 施する実地指導の際に報告書の内容について確認し、必要に応じ指導することとする。

なお、実地指導の際に不適切な点が見受けられる場合は、監査指導室は障害福祉課にその 旨の情報提供するものとする。

第5章 雑則

(廃止)

- 第18条 障害福祉課は、事業者から障害者グループホームの廃止届出書の提出があった場合は、建築部局、消防部局及び当該障害者グループホームの所在する市町村の障害福祉担当部署に、様式7により通知するものとする。
- 2 障害福祉課は、指定事業所の取消の行政処分を行った場合、前項に準じて通知するものと する。

(書類の保存年限)

- 第19条 書類等の保存年限については、協議書等は30年、報告書については5年とする。
- 2 前項の書類等は、障害福祉課で保管するものとする。

(その他)

- 第20条 この事務取扱に定めるもののほか、事務処理について必要な事項は、関係部局が協議し、別に定めるものとする。
- 2 この事務取扱を改正する必要が生じた場合は、関係部局が協議し定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この事務取扱は、平成26年4月1日から施行する。

協議先部局の一覧

市町村名	建築部局	消防部局
一宮市	一宮市建設部建築指導課	一宮市消防本部
瀬戸市(*)	瀬戸市都市整備部都市計画課	瀬戸市消防本部
	愛知県建設部建築局建築指導課	
半田市(*)	半田市建設部建築課	知多中部広域事務組合消防本部
	愛知県建設部建築局建築指導課	-
春日井市	春日井市まちづくり推進部	春日井市消防本部
	建築指導課	
豊川市(*)	豊川市建設部建築課	豊川市消防本部
	愛知県建設部建築局建築指導課	
津島市	愛知県建設部建築局建築指導課	津島市消防本部
碧南市	愛知県建設部建築局建築指導課	衣浦東部広域連合消防局
刈谷市(*)	刈谷市建設部建築課	衣浦東部広域連合消防局
	愛知県建設部建築局建築指導課	
安城市(*)	安城市建設部建築課	衣浦東部広域連合消防局
	愛知県建設部建築局建築指導課	
西尾市(*)	西尾市建設部建築課	西尾市消防本部
	愛知県建設部建築局建築指導課	-
蒲郡市	愛知県建設部建築局建築指導課	蒲郡市消防本部
犬山市	愛知県建設部建築局建築指導課	犬山市消防本部
常滑市	愛知県建設部建築局建築指導課	常滑市消防本部
江南市(*)	江南市都市整備部土木建築課	江南市消防本部
	愛知県建設部建築局建築指導課	
小牧市(*)	小牧市都市建設部建築課	小牧市消防本部
	愛知県建設部建築局建築指導課	
稲沢市(*)	稲沢市建設部建築課	稲沢市消防本部
	愛知県建設部建築局建築指導課	
新城市	愛知県建設部建築局建築指導課	新城市消防本部
東海市(*)	東海市都市建設部都市整備課	東海市消防本部
	愛知県建設部建築局建築指導課	
大府市(*)	大府市建設部建築住宅課	大府市消防本部
	愛知県建設部建築局建築指導課	
知多市	愛知県建設部建築局建築指導課	知多市消防本部
知立市	愛知県建設部建築局建築指導課	衣浦東部広域連合消防局
尾張旭市	愛知県建設部建築局建築指導課	尾張旭市消防本部
高浜市	愛知県建設部建築局建築指導課	衣浦東部広域連合消防局
岩倉市	愛知県建設部建築局建築指導課	岩倉市消防本部
豊明市	愛知県建設部建築局建築指導課	豊明市消防本部
日進市	愛知県建設部建築局建築指導課	尾三消防本部
田原市	愛知県建設部建築局建築指導課	田原市消防本部
愛西市	愛知県建設部建築局建築指導課	愛西市消防本部
清須市	愛知県建設部建築局建築指導課	西春日井広域事務組合消防本部
北名古屋市	愛知県建設部建築局建築指導課	西春日井広域事務組合消防本部

市町村名	建築部局	消防部局
弥富市	愛知県建設部建築局建築指導課	海部南部消防組合消防本部
みよし市	愛知県建設部建築局建築指導課	尾三消防本部
あま市	愛知県建設部建築局建築指導課	海部東部消防組合消防本部
長久手市	愛知県建設部建築局建築指導課	長久手市消防本部
東郷町	愛知県建設部建築局建築指導課	尾三消防本部
豊山町	愛知県建設部建築局建築指導課	西春日井広域事務組合消防本部
大口町	愛知県建設部建築局建築指導課	丹羽広域事務組合消防本部
扶桑町	愛知県建設部建築局建築指導課	丹羽広域事務組合消防本部
大治町	愛知県建設部建築局建築指導課	海部東部消防組合消防本部
蟹江町	愛知県建設部建築局建築指導課	蟹江町消防本部
飛島村	愛知県建設部建築局建築指導課	海部南部消防組合消防本部
阿久比町	愛知県建設部建築局建築指導課	知多中部広域事務組合消防本部
東浦町	愛知県建設部建築局建築指導課	知多中部広域事務組合消防本部
南知多町	愛知県建設部建築局建築指導課	知多南部消防組合消防本部
美浜町	愛知県建設部建築局建築指導課	知多南部消防組合消防本部
武豊町	愛知県建設部建築局建築指導課	知多中部広域事務組合消防本部
幸田町	愛知県建設部建築局建築指導課	幸田町消防本部
設楽町	愛知県建設部建築局建築指導課	新城市消防本部
東栄町	愛知県建設部建築局建築指導課	新城市消防本部
豊根村	愛知県建設部建築局建築指導課	新城市消防本部

^{*}建築部局欄については、既存の戸建て住宅が建築基準法第6条第1項第四号に該当するときは上段の、それ以外のときは下段の課となる。

^{*}指定都市及び中核市についてはこの事務取扱を適用しないので、本表には含まれていない。

「既存の戸建て住宅を障害者グループホームとして活用する場合の取扱いに関する協議書」に 添付する図書又は書類

「既存の戸建て住宅を障害者グループホームとして活用する場合の取扱いに関する協議書」に添付する図書 又は書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、(2)と(3)の図書のうち二以上の図書の種類が同一である 場合においては、申請書にその旨を記載した上で、これらの図書のうちいずれかの図書を申請書に添付し、他 の図書の添付を省略することができる。

なお、添付すべき図書、書類のうち建築士の作成したものは、当該建築士の氏名、建築士の登録番号、捺印 を付すものとする。

(1) 確認済証・検査済証の写し又は建築基準関係規定に適合していることを証明する書類(建築士の作成したものに限る。)

(2)下表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
各階平面図	消火器、住宅用防災警報器若しくは住宅用防災報知設備又は自動火災報知設備の機器の 位置及び各機器の消防法上の義務設置・任意設置の別
消防設備の構 造詳細図	消火器、住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の構造詳細図

(3) 下表に掲げる図書で、建築士の作成したもの

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位
	敷地境界線、敷地内における建築物の位置、建築物の用途・階数・高さ及び用途を変更 しようとする建築物と他の建築物との別
	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
	下水管、下水溝又はためます、浄化槽その他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路、浄化槽の処理対象人員
	敷地内の通路の幅員
各階平面図	縮尺及び方位
	間取、各室の名称及び床面積、バルコニー等の位置及び寸法
	開口部の位置及び寸法
	非常用の照明装置の位置及び構造 非常用の照明装置によって、床面において一ルクス以上の照度を確保することができる 範囲
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
全ての面の立面図	縮尺
	開口部の位置及び構造

- (4) 昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築基準法の規定により建築された住宅である場合における、耐震性能上支障のないことを証する図書又は書類
- (5) 都市計画法に基づく許可を得た場合は、許可申請書の副本(許可権者の押印のあるものに限る)の写し
- (6) その他建築指導担当課長が必要と認める図書又は書類